

## いじめの定義

児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本人の訴え

児童生徒からの報告

保護者からの報告

地域からの通報

## まずキャッチ！！いじめの情報（気になる情報）

「サイン」の発見(アンケート・日頃の様子)

青少年センターからの通告

キャッチしたら

すぐ動く

### 学校が24時間以内にすべきこと

#### 〈被害児童生徒〉

- 事実関係の把握
- 安全の確保
- 心のケア
- 全面的な支援

#### 〈保護者との連携〉

- 事実関係の報告
- 信頼関係の構築

#### 〈加害児童生徒〉

- 事実関係の把握

#### 〈関係する児童生徒〉

- 事実関係の把握

教育委員会

### 【いじめ対策委員会】の開催

協働体制の確立・指導方針の共通理解

関係諸機関

(児童相談所・警察等)

学校全体で

深くつかむ

### 学校が1週間以内にすべきこと

#### 〈被害児童生徒〉

- チームによる観察・支援
- 心のケア

#### 〈保護者との連携〉

- 指導方針の経過報告
- 情報交換

#### 〈加害児童生徒〉

- いじめの態様に応じた指導・支援

#### 〈学級・学年での指導〉

当事者意識の高揚、共感的人間関係づくり、自己存在感を実感できる学級づくり

学校全体で

つづけて、つづけて

### 学校が解決まで継続的にすべきこと

#### 〈被害児童生徒〉

- 継続的な観察・支援
- 心のケア

#### 〈保護者との連携〉

- 定期的な連絡
- 情報交換

#### 〈加害児童生徒〉

- 継続的な指導・支援
- 人間関係づくりの改善

#### 〈全校での指導〉

人権意識を高める道徳・特別活動等の実践、いじめ問題を解決できる学級・学年集団育成の指導の充実

成果・課題を

活かして

## いじめの未然防止に向けた積極的な取組

令和2年2月作成 紀の川市教育委員会教育総務課